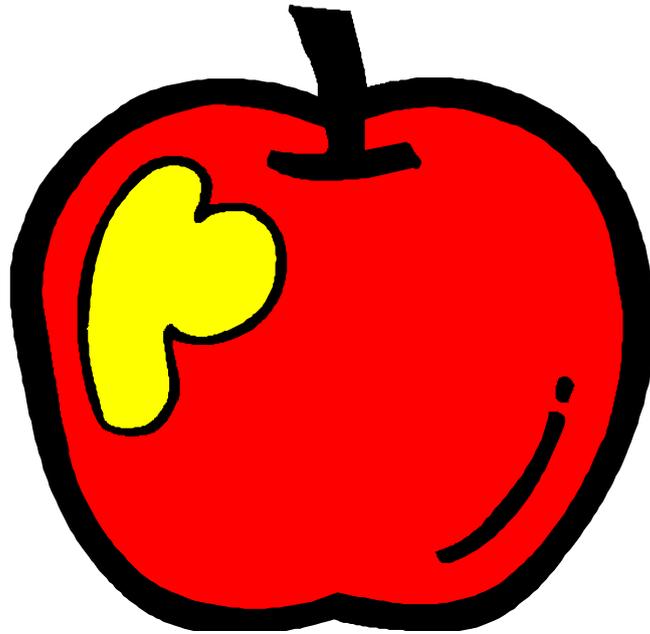


増毛(あっぷる)保育所

30年度  
保育のしおり



## 1 . 保育所の名称・所在地

増毛町立増毛保育所（通称：あっぷる保育所）

〒077-0224 増毛町南畠中町2丁目35番地の2 TEL / FAX 0164-53-2879

### 保育所の目的

保育所は、保護者が日中の労働や家族の介護及び本人の病気などのため、家庭において保育することができない児童を、家庭の保護者に代わって保育することを目的とする施設で、入所する児童の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。

### 保育所の特性

保育所は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。

## 2 . 保育指針等

### 1 ) 保育目標（平成30年度から）

- 健康で明るい子ども
- 思いやりのある子ども
- 意欲的に遊ぶ子ども
- 食事を楽しめる子ども

### 2 ) 年齢別の保育目標（平成30年度から）

- 0歳児 身近な大人と情緒的な絆や愛着関係を築き、保健的で安全な環境を作り快適な生活が出来るようにする。  
一人ひとりの発達状況に合わせ、発達の意欲を育てる。
- 1歳児 安定した人間関係の中で一人遊びを十分に行う。  
豊かな経験を通して言葉を獲得する。  
様々な運動機能の発達により、行動範囲が拡大する。
- 2歳児 簡単な身の回りのことが出来るようになる。  
遊びを通して、言葉のやりとりや友達との関わりを楽しむ。
- 3歳児 身近な仲間や自然等の環境と積極的にかかわり、意欲を持って活動する。  
保育教諭や友達と遊ぶ中で、自分のしたいことや言いたいことを言葉や行動で表現する。
- 4歳児 信頼感を深め、仲間と共に感情豊かな表現をする。  
自分の思いや考えを言葉に出し、相手に伝え想像の世界を豊かにしていく。
- 5歳児 自分で出来る事の範囲を広げながら就学に向けて基本的な生活習慣や態度を身につけ、健全で安全な生活が出来るようになる。  
様々な遊びを通して、自分の力を発揮したり、表現する中で豊かな感性や創造性を育む。  
友達同士お互いを認め合いながら、協力したり、目標に向かって仲間と取り組み、最後までやり遂げる。

保育課程については、しおりとは別に「保育の計画」を作成しています。

### 3 . 保育所を利用できる要件等について

#### 1 ) 保育所の入所基準

事由	基準
就労	1日4時間以上、かつ、月12日以上就労することが、常態であること。
妊娠・出産	妊娠中であるかまたは出産後間もないこと。
保護者の疾病、障がい	疾病にかかっていること、負傷中であること、精神もしくは身体に障がいを有していること。
親族の介護、看護	同居の親族(長期入院中を含む)を常時介護又は看護していること。
災害復旧	災害復旧に当たっていること。
求職活動	求職活動(起業準備)を継続的に行っていること。
就学	学校、専修学校、各種学校その他の教育施設に在学していること。
職業訓練	ハローワーク等が実施する職業訓練を受けていること。
児童虐待	児童虐待またはその可能性があることと認められること。
DV被害	配偶者からの暴力により保育が困難と認められること。
育児休業にかかる特例	育児休業中であるが、以前保育所を利用して、引き続き保育が必要と認められること。 (例)保育所を利用している5歳児が、育児休業により利用できなくなる場合など。
その他	前項に類するものとして、町長が認める事由に該当すること。

#### 2 ) 保育所に入所できる期間等

保育の必要性に係る事項に該当しなくなった場合、認定期間はその日までになります。

就労で期間が定められている場合は、その日までになります。

妊娠・出産、求職活動、就学、職業訓練の場合は期間が定められています。

#### 3 ) 保育の必要量

保育の必要性の認定事由に応じて、保育必要量を「保育標準時間」と「保育短時間」に区分します。

### 4 . 保育所の概要について

#### 1 ) 施設の特徴

平成28年度の増改築により、床面積が従前の施設の約2倍となりました。各保育室やホールが広くなり、より安全に遊ぶことができます。

また、平成29年度は4・5才児を「ぶどう組」、0・1才児「いちご組」、2才児「さくらんぼ組」としていましたが、平成30年度は5才児「ぶどう組」、4才児「もも組」、0から2才児「さくらんぼ組」とクラス編成を変更します。

## 2) 職員構成 (30年度予定)

所 長	(兼務1名)	所 長 補 佐	(1名)
保 育 士	(3名)	臨 時 保 育 士	(5名)
栄 養 士	(1名)	公 務 補	(1名)
その他 (パート保育士・パート保育助手・バス添乗員・臨時調理員)			

## 3) 定員とクラス編成

### 定員 (H29.4.1より変更)

74名 (保育標準時間 + 保育短時間)

(5歳児:20名、4歳児:20名、3歳児:16名、2歳児:12名、1・0歳児:6名)

(年齢別の人数は目安です。定員を超えて保育する場合があります。)

### クラス編成 (平成30年度予定)

年齢	5歳児	4歳児	3歳児	2歳児	1歳児	0歳児
クラス名	ぶどう組	もも組	りんご組	さくらんぼ組		

4・5才児で編成していたぶどう組は、4才児と5才児は単独でのクラス編成と

し、4才児を「もも組」、5才児を「ぶどう組」とします。

0・1才児の「いちご組」及び2才児の「さくらんぼ組」を同じクラスとし、「さくらんぼ組」とします。保育室は現在のいちご組を使用します。

3才未満児の年度途中の入所により、クラス編成を変更することがあります。

人数に応じて、補助の職員 (パート保育士、保育助手) を配置します。

必要に応じて障がい児の保育を行います。

### 平成30年度のクラス編成 (平成30年1月31日現在)

・ぶどう組	18名
・もも組	16名
・りんご組	21名
・さくらんぼ組	7名 (0才児2名、1才児1名、2才児4名)
合計	62名

## 4) 保育日・休日

保育日 月曜日から土曜日 (土曜日は集団保育です)

休所日 日曜日、祝祭日、年末年始 (12月31日から1月5日)

日曜日に事業を行った翌日の月曜日 3月31日と4月1日

お盆時期と修了式後は、保育希望の事前確認を行います。

**\*平成30年度においては、平成30年12月29日 (土) は休所とします。年明けは平成31年1月7日 (月) からとします。**

**また、平成31年3月29日 (金)、30日 (土) も「認定こども園」の開園準備のため休所とさせていただきます。**

## 5) 保育時間等

(平日)

早朝保育	保育時間	時間外保育	⋮
------	------	-------	---

開所(7:30) 登所時間(8:30) 降所時間(16:30) 保育終了時間(18:00) 閉所(18:30)

(土曜)

早朝保育	保育時間	時間外保育
------	------	-------

開所(7:30) 登所時間(8:30) 降所時間(11:30) 保育終了・閉所(13:00)

### 保育時間

- ・月曜日～金曜日 8:30～16:30 クラス別保育
- ・土曜日 8:30～11:30 集団保育

土曜日保育を希望する保護者は、土曜日保育連絡書を毎年、提出して下さい

### 保育標準時間認定の早朝保育と時間外保育

- ・早朝保育(月曜から土曜) 7:30～8:30
- ・時間外保育(月曜から金曜) 16:30～18:00
- ・時間外保育(土曜日) 11:30～13:00

18:00(土曜日は13:00まで)までにお迎えに来て下さい。

早朝保育と時間外保育を希望される保護者は、時間外保育連絡書を毎年、提出して下さい。

### 保育短時間認定

保育短時間認定の場合は、早朝保育と時間外保育は行いません。  
必ず時間を守って、お迎えをお願いします。

## 5. 入退所手続等について

### 入所手続

- ・4月4日以降に入所を希望する場合は、入所希望日の2か月前から受付します。「認定申請書」に必要書類を添えて申請して下さい。
- ・0歳児は、出生後6月を経過してから相談・検討します。ただし、児童の体力等を考慮して、1歳の誕生日以降の入所をお勧めします。

### 退所手続

- ・保育所を退所する場合は、退所日前に「退所届」を提出していただきます。
- ・入所している児童の入所基準要件が消滅した場合等には、退所していただく場合があります。

### そのほか届け出が必要な場合

- ・住所、連絡先、世帯主等が変わったとき。「認定申請書」を提出して下さい。
- ・勤務先が変わったとき。「勤務証明書」を提出して下さい。

### 生活調査表について

- ・入所時に「生活調査表」により児童及び家庭状況調査を行います。
- ・緊急時に保護者への連絡ができないことがありますので、携帯電話の他、祖父母や職場など必ず連絡ができる電話番号をお知らせ下さい。

## 6 . 保育料等について

保育料は、保護者及び生計を同一にしている同居者（健康保険や税の扶養を確認します）の町民税額の合計により決定しています。

平成30年4月分から8月分までは平成29年度の町民税課税額により、平成30年9月分からは平成30年度町民税課税額により決定します。

保育料は2号認定の保育標準時間と保育短時間、3号認定の保育標準時間と保育短時間に分けて定めます。

保育料の納付は、できる限り、口座振替を利用してください。ご希望する金融機関（郵便局・北洋銀行・留萌信金）にて、「口座振替利用申込書」にご記入の上、手続きしてください。振替日は毎月25日（休業日の場合は翌日）になります。

口座振替を利用しない方は、送付された納付書により毎月25日までに指定金融機関で納付ください。

滞納額が多くなった場合等は、特別な措置を執ることがあります。また、町条例で定められた特定滞納者に指定されると、町で行っている行政サービスを受けることが出来なくなる場合があります。

### 1) 平成30年度の保育料について

**保育料については検討中であり、3月中旬頃に決定いたします。**

低所得の一人親世帯及び障がい者（児）のいる世帯については保育料が減額されます。月の途中で入退所した場合は、日割り計算となります。

入所児が病気、けがなどで1月のうちに連続して10日以上休んだ場合は、保育料が減額（日割り計算）になります。休所届に通院していることを証明する書類の写しを添付して提出してください。

保護者の疾病、失業、罹災などで保育料を納めることができなくなった場合は、免除制度があります。保育所又は役場福祉厚生課にご相談ください。

### 2) 平成30年度の教材費等について

**平成29年度までご負担いただいていた「教材費の一部」「米（行事食に限ります。）」「ティッシュ」の保護者負担の取扱いについても検討中で、3月中旬頃に決定します。**

## 7 . 保育の概要について

### 1) 特徴

自然豊かな環境を生かして、リバーサイドパーク・暑寒公園への散歩、サケの遡上見学、果樹園の見学・果物狩りを行っています。また、保育所の施設を生かして、水遊び・砂遊び・雪遊び・遊具遊びなど、季節に合わせた遊びを楽しんでいます。

4・5歳児は、園庭で野菜を育て、調理体験（クッキング保育）を行い、給食の指導も合わせて、食育に取り組んでいます。

地域との交流を大切にして、季節の行事に合わせて高齢者との交流を行っています。

幼稚園との交流保育、学校訪問などにも取り組み、小学校生活に速やかに移行できるよう配慮しております。

## 2) 1日の流れ

平日はクラスごとの保育を中心とします。 土曜日は集団保育とします。

(平日)

時間	さくらんぼ (3才未満)	りんご・もも・ぶどう
7:30	早朝保育開始	早朝保育開始
8:30	登所	登所
9:00	おやつ・自由保育	自由保育
10:00	設定保育	設定保育
11:30	昼食	昼食
12:45	午睡	午睡(ぶどう除く)
14:45	起床	起床
15:00	おやつ 自由保育	おやつ 自由保育
15:45	帰りの集会	帰りの集会
16:00	降所準備・降所	降所準備・降所
16:30	時間外保育開始	時間外保育開始
18:00	時間外保育終了	時間外保育終了
18:30	閉所	閉所

(土曜日)

時間	集団保育
7:30	早朝保育開始
8:30	登所
9:00	自由保育
10:30	昼食
11:30	降所
13:00	保育終了・閉所

## 3) 主な行事と定例の事業

主な行事等

- 4月 入所式・育む会総会
- 5月 保護者懇談会・交通安全教室・消防総合訓練
- 6月 歯科健診・あっぷる運動会
- 7月 内科健診・消防署見学・ぶどう組児幼保合同保育交流
- 8月 七夕の集い・あっぷる祭
- 9月 人形劇鑑賞・見学旅行・こぐまクラブゼッケンパレード
- 10月 あっぷる発表会・収穫祭・新就学児健康診断及び給食体験
- 11月 高齢者施設慰問
- 12月 お餅つき・クリスマスの集い
- 1月 内科検診・新年お楽しみ会・ぶどう組幼保合同保育交流
- 2月 節分の集い・こぐまクラブ集合訓練・入所予定者説明会
- 3月 ひな祭りの集い・お別れ会・修了式

毎月：お誕生会、身体測定、避難訓練、お弁当の日(6～10月)

毎週：英語指導助手訪問、元陣屋司書絵本読み聞かせ、お集まり集会

詳しい行事計画は、しおりとは別に「保育の計画」「年間行事予定」を作成しています。

## 4) 送迎について

児童の送迎は、原則として保護者の責任で行ってください。

15歳未満の兄弟のみでの送迎はご遠慮ください。

お迎えの方法が変わるとき、お迎えに来る方が保護者以外になる場合は、必ず保育所に連絡してください。事故防止のため、保育所玄関前は自家用車の進入を禁止しています。送迎の際は、必ず国道側の駐車場をご利用ください。

### 登所時

保育士が玄関でお迎えします。児童の様子や連絡事項を保育士に伝えてください。所持品の点検のほか、投薬がある場合は投薬依頼書と薬を保育士に渡してください。

### 降所時

保育室までお迎えをお願いします。  
午後4時30分までは担任保育士ができる限り玄関でお送りします。  
午後5時00分以降は、レストランまでお迎えください。

### 送迎バスについて

阿分・舎熊・信砂方面と別荘・岩老・雄冬方面の送迎バスがあります。

バスは暑寒観光が町の委託を受けて運行しています。添乗員が同乗しますが、事故が発生したときは、増毛町独自の医療費補助及び保育所（町）で加入しているスポーツ傷害保険の範囲での対応になります。

安全のため、道路横断がないよう乗降場所を指定します。また、乗降の際は必ず保護者に引き継ぐものとし、保護者がいない場合は保育所まで戻ってきます。

バスは、2歳の誕生日の翌日から利用できます。

バスの利用を希望する方は、毎年、**通所バス利用連絡書**を保育所に申し出てください。

## 5) 給食について

保育所では給食を提供しています。給食費はかかりません。

### 乳児（さくらんぼ組（離乳前及び離乳食））

入所児の成長に合わせて、栄養士や担任が保護者と個別に相談して進めます。  
なお、母乳の預かりはできませんのでご了承ください。

### さくらんぼ組（上記以外）

朝のおやつ・昼食（主食と副食）・午後のおやつを提供しています。

食事前エプロン、おしぼり、スプーン・フォークセットを、お弁当袋に入れて持たせてください。

土曜日はパン食になります。

### りんご組・もも組・ぶどう組

昼食（副食）・午後のおやつを提供しています。

おしぼり、スプーン・フォーク・箸セットを、お弁当袋に入れて持たせてください。

土曜日はパンが出ます。

**白いご飯は今まで通りご持参してください。**

### 行事食

月1回のお誕生会と収穫祭、お餅つき等は行事食となります。

実施日は、お便り・献立表でお知らせします。

**行事食用に集めていたお米の取扱いは検討中です。**

## お弁当の日

遠足をかねて、屋外で昼食を食べる日です。6・7・8・10月に月1回行います。全員が参加しますので、おかずがあるお弁当と水筒に水かお茶を入れて持たせてください。お菓子類は禁止しますが、少量の果物を入れてくる方はいます。

実施日は、お便りでお知らせします。

さくらんぼ組は、お散歩の後、保育所に戻って昼食を摂ります。

## 除去食

アレルギーなど、食事について特別な配慮が必要な場合は、医師の診断書を添えて相談してください。

除去食などの対応を検討し、献立表の確認を行っていただきます。

## 給食指導について

保育所では、好き嫌いがなくなるように、配膳されたものを食べきる喜びを感じてもらえるように、楽しい食事時間となるように指導しています。

入所児により個人差がありますので、必要に応じて配膳量の調整をしています。3歳児以上については、白飯は食べきれぬ量に個別に調整しています。

入所児の体調や様子を見ながら、無理に食べさせたり、急がせることがないように配慮して指導します。

食育の計画については、しおりとは別に「保育の計画」を作成しています。

## 6) 健康管理と体調不良児の対応、感染症など

入所児の健やかな成長の手助けと、病気から守るため、家庭と連携した取り組みが必要です。家庭状況調査表に予防接種の接種履歴、病院での定期検診、家庭で特に配慮していることなどがあれば記入して下さい。

保育所では、毎月の身体測定と、内科検診(年2回)を行っています。検診の結果はお知らせします。場合によっては、精密検査を要請することがありますので、検査に行った場合はお知らせください。

虫歯予防のため、歯科検診と歯磨き教室の他、ぶどう組の希望者を対象に「フッ化物による洗口事業(ブクブクうがい)」を行っています。(フッ化物洗口を希望しない児童には、水によるうがいをしています。)

## 投薬について

保育所では、医療機関で処方された薬だけ投薬を受け付けます。市販薬の投薬は原則として行いません。

投薬を希望するときは、「投薬依頼書」に必要事項を記入の上、一回分だけ容器に入れて、登所時に保育士に渡してください。薬を上手に飲み込めないお子様は飲みやすい方法を保育士に伝えて下さい。塗り薬なども、「投薬依頼書」を提出して下さい。

## 体調不良児、登所後の体調変化などの対応について

保育所には看護師がおりませんので、体調が悪い場合（体温の目安として37.5以上）の場合はお休みするようお願いしています。

当所後に、37.5 になった場合は保護者に連絡します。また、38 以上の場合は迎えに来ていただきます。嘔吐した場合なども連絡し迎えに来ていただくこともあります。

登所後、感染症に似た症状を発症した場合は、保護者に連絡しお迎えに来ていただきます。速やかに医療機関の受診をお願いします。

また、ケガをした場合は、保護者に連絡して対応を確認することがあります。

## 感染症について

インフルエンザやノロウイルス感染症、その他の感染する病気に罹患した場合は、ほかの入所児への感染を防止するため、指定した期間登所できない場合があります。必ず保育所に連絡し、病名・病状及び医師の指示等を伝えてください。

疾病によっては、家族に罹患者が出た場合も休所をお願いすることがあります。インフルエンザについては保育所の規定があります。流行の兆しがあるときに保護者に連絡します。

感染症に罹患した入所児が多い時は、保育所を臨時休所する場合があります。この場合、緊急保育を行うことがあります。臨時休所時の保育料は日割り計算で返却します。

体調不良児への対応や保育所で事故、怪我があったときの対応、感染症については、資料をご覧ください。（保育の計画にも掲載します。）

## 7) 安全対策・避難計画など

保育所の木製床維持のため、5月連休中にウレタンワックスを塗布します。

屋外遊具は、雪解け後に冬囲いを外します。園庭が乾き次第、点検整備を行い利用できますが、大型遊具等を新たに配置していますので、特に帰りなどでお子さんが1人で遊ぶことがないように保護者が必ず付き添ってください。遊具は年度初めにメーカーによる点検と、職員による毎月の目視点検を行います。11月中旬頃に冬囲いをします。

水遊びプールは、運動会後に利用できるように点検整備を行い、使用前には必ず清掃します。利用しない期間はブルーシートをかけます。

砂場は、運動会後から利用できます。ただし、衛生面から利用していないときはシートを掛けておきます。

保育所では年間避難訓練計画を作成し、月1回の学習や訓練を実施しています。

保育所指定の避難場所は次の通りです。

**津波警報：見晴町の駐車帯です**（冬期間も見晴町方面に避難します）。

**地震及び火災：文化センターです。**

交通安全については、こぐまクラブで保護者と一緒に取り組んでいます。主な事業として、5月の交通安全教室、9月のゼッケンパレード、2月の集合訓練があります。その他にも、日常保育での外出時やお弁当の日などに道路の歩き方、横断の仕方などを中心に行っています。

避難訓練計画・交通安全計画については、しおりとは別に「保育の計画」を作成しています。

## 8) 連絡

保育所から

「保育所だより」「給食だより(献立表)」「クラスだより」を毎月発行します。  
必要に応じて各種のお知らせを配布します。必ずお読みください。

\* 保育所からのお知らせは、お弁当カバンに入れます。

連絡帳について

保育所で連絡帳を準備します。必要に応じて保護者と保育士の連絡に使ってください。

保護者から

連絡事項やその日の体調など、毎日の登降所時に保育士にご連絡ください。連絡帳も活用してください。

お休みする時は、9時までに電話連絡をお願いします。

9時までに連絡がなく登所していない場合は、保育所から連絡しますが、連絡が取れない場合は自己理由により欠席したものと扱います。

### 送迎時

保育所の送迎時には、できるだけ担任保育士がお迎えと送りをします。

保護者からの連絡事項の確認、保育所での様子などをお話したいと思います。

月曜日の登所時は、お布団の整理などで玄関にいないときがあります。

担任が勤務の都合や休暇などでお迎え・送りができないときは、代替え保育士や他の保育士にお伝え下さい。

## 9) 保育所への提案、相談、苦情について

保育所玄関に「提案箱」を設置していますので、保育所運営や保育内容に関するご提案やご意見がありましたらご利用ください。提案等については、記名してくだされば助かります。

保育所に寄せられた提案・相談・苦情について、内容や保育所の対応などを記録したファイルを、保護者が閲覧できるよう玄関に置いてあります。ご活用ください。

保育所への相談・苦情に対応するため、苦情相談解決第三者委員を委嘱していますので必要な場合はご活用ください。

委員：小林佳代子氏(主任児童委員) 佐藤幸恵氏(主任児童委員)

## 10) 災害共済について

保育所では、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入し、保育所管理下での児童の災害(負傷、疾病、傷害または死亡)に対し、医療費及び見舞金の支給を行っています。保育所内だけでなく、登所・降所時も対象になることがありますので、ケガをした場合は必ずお知らせ下さい。但し、共済請求にあたっては、町独自で医療費助成制度を実施しているため、保護者と協議のうえで行います。

### 1 1) 教材費等の保護者負担について

教材費及び行事食用のお米などは、増毛町が一部補助し、残りの一部を保護者負担していただいていた。平成30年度の取扱いは検討中であり、3月中旬頃に決定いたします。

内訳の目安(平成29年度の場合)は下記のとおりです。

- ・新入所児及びさくらんぼ組 3,645円
  - ・進級児でクレヨン購入者 1,480円
  - ・進級児でクレヨン未購入者 900円
- (道具箱の中は、粘土・粘土板・粘土ケース・粘土べら・クレヨン・自由画帳・はさみ・のり)
- ・誕生及び出席カード、出席シール、ネームシャチハタ、納入袋、連絡帳、マーカーなど約1,000円程度は既に増毛町で負担しています。
  - ・行事食用のお米は毎月2合ずつ集めていました。

### 1 2) 保護者の会について

保護者組織として「育む会」があります。4月中旬に総会を行い、年間事業計画や会計について話し合います。会費は、総会で決定します(29年度の会費は一人月額500円でした)。3ヶ月ごとに集めます。

交通安全運動を進める「こぐまクラブ」があります。

毎年、育む会とこぐまクラブの役員の改選を行っています。積極的なご協力をお願いいたします。

在籍期間中に必ず1年は役員の協力をお願いしています。

### 1 3) 慣らし保育

初めて集団生活を経験されるお子様は、午前保育から始め、少しずつ慣れてもらうよう保育をいたします。ご協力をお願いいたします。

(慣らし保育のめやす)

- 8時30分から9時までに登所する 1週間程度
  - お昼ご飯を食べて帰る 3日程度(12時30分頃退所)
  - お昼寝をしておやつを食べて帰る 3日程度(15時過ぎ退所)
  - 通常の保育をする(延長保育無し) 1週間程度(16時退所)
- 慣らし保育終了後は、必要があれば、延長保育も行うことができます

## 平成30年度 入所準備についてのお願事項について

### 1. 用意するもの

- 1) 上靴 (底が薄くてはきやすいもの、足入れが楽なもの)  
外遊び用の運動靴 (汚れても良いもの、足入れが楽なもの、乾きやすいもの)  
紅白帽子 (市販のもので結構です)
- 2) 給食があります (月曜日～土曜日)  
お弁当カバン (リュック) を用意してください。  
3歳以上 (りんご組以上) は月曜日から金曜日まで、ごはんをお弁当箱に入れて持たせてください。きれいに食べられる量にしてください。ふりかけ等はかけないでください。他に箸・スプーン・フォークセット・おしぼり・弁当袋をご用意ください。  
2歳児は完全給食です。ごはんは必要ありません。箸・スプーン・フォークセット・おしぼり・弁当袋・エプロンをご持参ください。  
1歳児は完全給食です。ごはんは必要ありません。スプーン・フォークセット・おしぼり・弁当袋・エプロンをご持参ください。  
土曜日はパンが出ます。ごはんは必要ありません。箸・スプーン・フォークセット・おしぼり・弁当袋・エプロン等をご用意ください。  
0歳児は個別に詳しい打合せをしたいと思います。
- 3) 午睡用の布団について  
敷布団は、お子様の体に合わせたサイズで、カバーを付けて下さい。  
掛け布団か子ども用毛布 (カバー付) 夏期にはバスタオルを用意して下さい。  
枕 (カバー付) 又はバスタオルを用意して下さい。  
お布団は毎週持ち帰ります。持ち帰りに使う布団袋を用意して下さい。  
全てのものに名前を付けて下さい。  
毎週、布団を持ち帰りますので布団を入れるバッグ (袋) が必要です。枕やカバーを洗濯して下さい。布団の乾燥もお願いします。
- 4) 歯ブラシとコップを保育所に置きます。名前を付けてください。(歯みがき粉は使いません。)
- 5) 布袋 (縦30センチ×横42センチ位 絵本袋と言っています) は、作品の持ち帰りなどいろいろ使用します。通常は保育所に置いておきます。必ず名前をつけて下さい。

## 2.お願い

- 1) おたより、献立表、連絡文書、お願いなど子ども達を通して保護者にお渡しします。カバンに入れますので、必ずご確認ください。
- 2) 汗をかいたり汚したりしたときに着替えるシャツ、パンツ、上着、ズボン、靴下を着替え袋に2組程度入れて持たせてください。  
保育所に置きますので、着替え袋と着替えに名前をつけて下さい。排泄の自立ができていない場合は多めに用意してください。  
また、汚れた着替えを持ち帰ったときは、翌日必ず代替りの着替えを持たせてください。
- 3) 0、1、2歳児は、紙おむつが必要です。また、汚れたおむつを毎日持ち帰りますので汚物を入れるレジ袋と絵本袋を持たせてください。
- 4) 持ち物や身につけたりするものには大小にかかわらず、必ず名前をつけてください。ジャンパーや帽子などにも必ずかけひもと名前をつけてください。
- 5) 高価なもの、遊びのもの、壊れやすいものの持ち込みは避けてください。
- 6) 保育所では、子どもたちが遊びますので“動きやすく”“汚れてもよい”“着脱しやすい”服装で登所させてください。
- 7) さくらんぼ組は9時から朝のおやつがありますので、それまでに登所してください。他のクラスも、9時までには登所して下さい。
- 8) おしぼりとタオル(ひとり1枚)を集めます。おしぼりとタオルは全員で使います。未使用のものに全てに名前を書いてください。
- 9) 保育時間は8時30分から16時30分です。  
早朝及び時間外保育できる方は標準時間認定の方のみで、時間は7時30分から18時までです。早朝・時間外保育を希望する方は必ず申込書を提出して下さい。  
保育所を閉所する時間は、平日18時30分、土曜日は13時です。  
子ども達は、夕方になると疲れていますので、速やかに迎えに来て下さるようお願いいたします。遅れる場合は、必ず保育所に連絡して下さい。

## 資料集

- ・ 保育所を休まなければならない主な病気
- ・ 体調不良児への対応（保育所感染症対策ガイドラインによる）
- ・ 保育所内で負傷した時の対応
- ・ インフルエンザによる臨時休所等について（H29.12改正）
- ・ 苦情相談（解決）実施要綱
- ・ 保育の必要量区分と保育料について
- ・ 保育料表（平成30年度）

## 書式集

- ・ 生活調査表
- ・ 早朝・時間外保育連絡書
- ・ 土曜日保育連絡書
- ・ 投薬依頼書
- ・ 通所バス利用連絡書
- ・ 増毛町立増毛保育所 休所届

# 資 料 集

保育所を休まなければならない主な病気

病名	感染経路	感染しやすい期間	主な症状	登所できるめやす
麻疹（はしか）	空気感染・飛沫感染・接触感染	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	発熱、咳、鼻水、目やに、結膜充血、発しん	解熱後3日を経過してから 医師の意見書が必要
インフルエンザ	飛沫感染・接触感染	症状がある期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	突然の高熱、倦怠感、関節痛、頭痛、鼻水、咳	同居者を含め、発症した後5日を経過しかつ解熱した後3日を経過するまで 医師の意見書が必要
風しん	飛沫感染・接触感染	発しん出現の前7日から後7日間くらい	発熱、発しん、リンパ節の腫れ	発しんが消失してから 医師の意見書が必要
水痘（水ぼうそう）	空気感染・飛沫感染・接触感染	発しん出現1～2日前から痂皮形成まで	全身に広がる赤い斑点が水泡から瘡蓋への変化する、かゆみ	全ての発しんが痂皮化してから 医師の意見書が必要
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	飛沫感染・接触感染	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	発熱、耳下腺の腫れ（片方または両方）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ、全身状態が良好になるまで 医師の意見書が必要
結核	空気感染・飛沫感染	痰の検査が陽性の間	咳、痰、発熱	医師により感染の恐れがないと認められるまで 医師の意見書が必要
髄膜炎菌性髄膜炎	飛沫感染		頭痛、発熱、けいれん、意識障害、点状出欠	医師により感染の恐れがないと認められるまで 医師の意見書が必要
咽頭結膜熱（プール熱）	飛沫感染・接触感染	発熱、充血等症状が出現した数日間	発熱、のどが赤くなり痛む、結膜炎症状	主な症状が消え2日経過してから 医師の意見書が必要
流行性角結膜炎（はやり目）	接触感染・飛沫感染	充血、目やに等症状が出現した数日間	流涙、結膜充血、目やに、耳前リンパ節の腫れと痛み	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから 医師の意見書が必要
百日咳	飛沫感染・接触感染	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	最初風邪のような咳、その後特有の発作性の咳になる、夜間に悪化、合併症がない限り発熱はない。	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌薬による治療を終了するまで 医師の意見書が必要
腸管出血性大腸菌感染症（O17, O26, O111等）	経口感染・接触感染	便中に菌を出している間	激しい腹痛、頻回の水様便、血便、発熱は軽度	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によっていずれも菌陰性が確認されたもの 医師の意見書が必要
急性出血性結膜炎	飛沫感染・接触感染・経口感染	ウイルスが呼吸器から1～2週間、便から数週間～数か月排出される	急性結膜炎で結膜出血	医師により感染の恐れがないと認められるまで 医師の意見書が必要
溶連菌感染症	飛沫感染・接触感染	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	突然の発熱、のどの痛み、嘔吐、かゆみのある発しん	抗菌薬内服後24時間～48時間経過していること 医師の判断による
マイコプラズマ肺炎	飛沫感染	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱、頭痛、徐々に激しくなる咳が3～4週間続く	発熱や激しい咳が治まっていること 医師の判断による
手足口病	飛沫感染・経口感染・接触感染	手足や口腔内に水泡や潰瘍が発症した数日間	水泡性の発しんが口の中、手のひら、足の裏、足の背に出る、軽度の発熱	発熱や口腔内の水泡や潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること 医師の判断による
伝染性紅斑（リンゴ病）	飛沫感染	発しん出現前の1週間	風邪症状の後に頬が赤くなる、手足が網目状に赤くなる	全身状態が良いこと 医師の判断による
ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	経口感染・接触感染・食品媒介感染	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要）	発熱、吐き気、嘔吐、下痢	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること 医師の判断による
ヘルパンギーナ	接触感染・飛沫感染・経口感染	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要）	当然の高熱、のどの痛み、のどちんこの周りに水泡	発熱や口腔内の水泡や潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること 医師の判断による
RSウイルス感染症	飛沫感染・接触感染	通常3～8日（乳児では3～4週）	発熱、鼻水、呼吸がゼーゼーする、呼吸困難	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと 医師の判断による
帯状疱疹	接触感染	水泡を形成している間	小水泡がろっ骨の間などの神経に沿って出る	全ての発しんが痂皮化してから 医師の判断による
突発性発しん	飛沫感染・経口感染・接触感染	発熱中	3～4日の高熱、解熱後体に発赤疹	解熱し機嫌がよく全身状態が良いこと 医師の判断による
A型肝炎	糞口感染・食品媒介感染	発症1～2週間が最も多い	急激な発熱、全身倦怠感、食欲不振、嘔吐、解熱後の黄だん	肝機能が正常であること、完治するまでには1～2か月かかることが多い 急性肝炎の場合は、症状が消失し全身状態が良いこと。慢性の場合は制限なし
B型肝炎	集団による水平感染	B型肝炎ウイルスが検出される期間	（急性の場合）倦怠感、発熱、食欲不振、黄だん	発熱がなく、よだれが止まり、普段の食事ができること 医師の判断による
単純ヘルペス感染症	接触感染	水泡を形成している間	歯肉口内炎、口周囲の水泡	皮膚が乾燥しているか、潤滑部位が被覆できる程度のものであること 書き壊し傷から浸出液が出ているときは被覆すること
伝染性膿痂疹（とびひ）	接触感染	効果的治療開始後24時間まで	水泡の滲液、かゆみ、皮むけ、かさぶた	書き壊し傷から浸出液が出ているときは被覆すること
水いぼ	接触感染	不明	1～3ミリの半球の水を含んだような光るいぼ	書き壊し傷から浸出液が出ているときは被覆すること
アタマジラミ	接触感染	産卵から最初の若虫が孵化するまでは10～14日	多くが無症状	駆除を開始していること

体調不良児への対応（保育所感染症対策ガイドラインによる）

区分	登所を控えるのが望ましい場合	保護者に連絡する場合	保護者に迎えに来てもらう場合など
発熱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体温が37.5℃以上あるとき</li> <li>・24時間以内に解熱剤を使用したとき</li> <li>・平熱より1℃以上高いとき（1歳以下の乳幼児）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体温が37.5℃以上になったとき</li> <li>・発熱の有無にかかわらず顔色が悪い、食事や水分が摂れていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体温が38℃以上になったとき （熱性けいれんの既往症がある場合は、医師の指示にいたがいます。）</li> </ul>
下痢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・24時間以内に2回以上の水様便があったとき</li> <li>・食事や水分を摂ると下痢をするとき</li> <li>・発熱等を伴うとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事や水分を摂ると下痢をするとき</li> <li>・水様便が2回以上あったとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下痢の他に腹痛、発熱、嘔吐などを伴うとき</li> <li>・脱水症状と思われるとき</li> <li>・血液や黒い便が出たとき</li> </ul>
嘔吐	<ul style="list-style-type: none"> <li>・24時間以内に2回以上嘔吐したとき</li> <li>・朝食をはいたとき</li> <li>・発熱等を伴うとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食欲がなく水分も欲しがらないとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顔色が悪く、嘔吐があり吐き気が止まらないとき</li> <li>・食事や水分が摂れないとき</li> <li>・脱水症状と思われるとき</li> </ul>
咳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連続した止まらない咳が出るとき</li> <li>・夜、咳のため睡眠できないとき</li> <li>・呼吸時にゼイゼイ、ヒューヒュー音があるとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・咳が有り午睡できないとき</li> <li>・少し動いただけで咳が出るとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・呼吸時にゼイゼイ、ヒューヒュー音がして苦しそうなとき</li> <li>・咳き込んで嘔吐するとき</li> <li>・元気だった児童が突然咳き込み、呼吸が苦しそうなとき</li> </ul>
発疹	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発熱とともに発疹があったとき</li> <li>・今までに無かった発疹を見つけたとき</li> <li>・口内炎のため食事や水分を摂れないとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発疹が時間とともに増えたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症を疑われる発疹を発見したとき</li> <li>・発熱や呼吸苦を伴う発疹があるとき</li> <li>・食物アレルギー（アナフィラキシー）が疑われるとき</li> </ul>
怪我	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集団保育で過ごすのが難しいとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者に医療機関の受診の判断を求めるとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関の受診が必要と判断したとき</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症が疑われるときは、医療機関での受診をして判断すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いつもと様子が違うとき</li> <li>・食欲がなく水分も欲しがらないとき</li> <li>・保護者に医療機関の受診の判断を求めるとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集団保育で過ごすことが難しいと判断したとき</li> <li>・医療機関の受診が必要と判断したとき</li> </ul>

※ ここに記載した例はあくまでも「めやす」であり、そのときの児童の体調により判断します。

※ 感染症の流行時は、この記載よりも厳しくなることがあります。

保育所内で負傷した時の対応

事故・怪我		保育所のできる応急処置	保護者への連絡等	降所後
外傷	すり傷	消毒せずに流水で洗う → 絆創膏で保護（出血が多い場合はガーゼで圧迫止血）	出血が多い場合は連絡する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所で貼った絆創膏をはがし傷口を確認する</li> <li>・傷が乾燥するまで、傷口を清潔に保つ</li> <li>・腫れがひどくなったり、傷が悪化する場合は受診する</li> </ul>
	切り傷	消毒せずに流水で洗う → ガーゼで止血→絆創膏で保護する	出血が多い場合は連絡する	
	刺し傷	消毒せずに流水でよく洗う（とげがあれば抜く）→絆創膏で保護する	出血が多い場合は連絡する	
	噛み傷	消毒せずに流水で洗う → 冷やす	出血が多い場合は連絡する	
	ひっかき傷	消毒せずに流水で洗う → 冷やす（傷があれば絆創膏で保護する）	出血が多い場合は連絡する	
	つねられた	冷やす	出血が多い場合は連絡する	
	指をドアに挟んだ	冷やす（傷があれば流水で洗い、絆創膏で保護する）	出血が多い場合は連絡する	
鼻血	鼻翼をつまみ圧迫止血 → 冷やす → 落ち着いたら脱脂綿を詰める	出血が多い場合は連絡する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・脱脂綿は止血したら外す</li> <li>・出血が止まらない場合は受診する</li> </ul>	
骨折等	骨折	痛みや腫れの程度、動かせるかを確認 → 患部を動かさないよう固定	連絡するとともに、救急搬送を依頼する	（受診）
	ねんざ	冷やす → 安静にして様子を見る	連絡して相談する	・腫れや痛みが強くなったら受診する
	肘が抜ける	痛みのない位置で腕を固定	連絡するとともに、救急搬送を依頼する	（受診）
打撲等	手足その他の打撲	打った部位、出血・腫れを確認 → 打撲部を冷やし安静にして様子を見る	痛みがとれない場合は連絡する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・腫れや痛みが強くなったら受診する</li> </ul>
	頭を打った	打った部位、出血、腫れ、意識の有無を確認 → 打撲部を冷やして安静にして様子を見る	連絡し相談する	
	目の周りを打った	傷、見え方を確認 → 圧迫しないように冷やして安静にする	連絡し相談する	
	鼻を打った	出血があれば止血、骨に異常がないかを確認 → 冷やして安静にする	連絡し相談する	
	お腹を打った	腹痛、吐き気、嘔吐を確認 → 安静にして様子を見る	痛みがとれない場合は連絡する	
	胸を打った	痛み、呼吸を確認 → 安静にして様子を見る	痛みがとれない場合は連絡する	
口のけが	歯をぶつけた	うがいをする → 歯のぐらつきを確認 → 出血があれば止血	痛みがとれない場合は連絡する	・痛みや食事の様子を見て異常があれば受診する
	歯が抜けた・折れた	うがいをする → 出血があれば止血する → 抜けたり、折れたした歯は牛乳に漬ける	連絡し相談する	・受診する
	舌・唇を切った	うがいをする → 出血があればガーゼで止血 → 腫れているときは冷やす	出血が多い場合は、連絡する	・痛みや食事の様子を見て異常があれば受診する
異物混入等	目に異物が入った	流水で洗い流す → 充血、痛みを確認する	異物がとれない場合は連絡し相談する	・異物がとれない場合は受診する
	鼻に異物が入った	異物が入っていないほうの鼻の穴を抑えて、強く鼻をかむ	異物がとれない場合は連絡し相談する	・異物がとれない場合は受診する
	耳に虫が入った	光を当てて虫を誘い出す	虫がとれない場合は連絡し相談する	・異物がとれない場合は受診する
	耳に水が入った	入った帆の耳を下にして横向きに寝かせる。可能であれば入った耳を下にして片足で跳ぶ	水が抜けな場合は連絡し相談する	・異物がとれない場合は受診する
	のどに異物が詰まった	頭を下にして背中をたたく	取れない場合は連絡するとともに救急搬送を依頼する	（受診）
その他	誤飲	いつ、なにを、どれくらい飲んだか確認 → 飲んだものにより対処	連絡する	・必要に応じて受診する
	虫に刺された	毒針を抜く → 毒を絞り出す → 流水で洗い流す → 冷やす （蜂に刺された場合は、病院を受診）	痛みがとれない場合は連絡する 蜂に刺された場合は連絡する	・必要に応じて受診する （受診）
	やけど	洗面器に水をため、その中に患部を入れ、流水で10～15分冷やす	連絡し相談する	・必要に応じて受診する
	熱中症	涼しい場所に寝かせ水分を飲ませる → 頭・首・脇の下・太ももの付け根を保冷材等で冷やし様子を見る	連絡し相談する	・必要に応じて受診する

# インフルエンザによる臨時休業等について

増毛町立増毛保育所（平成24年2月 決裁）

（平成25年1月 改正）

（平成27年2月 改正）

## 通常時（保育所内の入所児童・職員に発症者がいない場合）

登所したとき及び外出から帰ったときに、うがいと手洗いを励行します。  
おやつ前、食事前にも手洗いを励行します。  
咳をしている児童及び職員にはマスクをつけるよう指導します。併せて、咳エチケット（\*1）を指導します。

（\*1）咳エチケット：

※咳・くしゃみのあるときは マスクを着けます。マスクを着けていないときは、ティッシュやハンカチなどで口と鼻をおおい、周りの人から顔をそむけます。

※口と鼻をおおうのに使ったティッシュはゴミ箱に捨て、他の人が触らないようにします。

※咳・くしゃみを手でおおったら、手は石けんで丁寧に洗い流します。

※咳エチケット用のマスクは、不織布（ふしょくふ）製マスクが適しています。

## 段階1（保育所内の入所児・職員が発症したが、保育所の臨時休業をしない場合）

インフルエンザの感染者等は「発熱した日を0日として発症から5日が経過し、かつ解熱した日を0日として解熱後3日を経過するまでは登所を禁止」とします。

同居者がインフルエンザに感染した場合は、同居者が発熱した日を0日として5日間の登所停止とします。

保育士は、マスクを着用して保育業務を行います。児童にもマスクの着用を依頼します。

感染者等以外の入所児・保護者は、手洗い・うがい、咳エチケット等の予防を徹底するとともに、保護者にも協力を求めます。

うがい・手洗いに加えて、食事前などには消毒剤で手指の消毒もします。

38度以上の発熱と急性呼吸器症状（鼻汁、のどの痛み、咳のうち一つ以上の症状がある者）は、速やかに医療機関に「インフルエンザに似た症状があること」を連絡して受診して下さい。

**段階2** (保育所内の入所児・職員が複数人発症し、保育所を臨時休業とする場合)

保育所全体で6名以上の発症者が出た場合、又は町内全ての小中学校及び幼稚園が臨時休校した場合は、原則5日間の臨時休業とします。

いちご組で2名以上の発症患者が出た場合は、原則5日間のクラス閉鎖とします。

感染していない入所児は、感染拡大防止のため自宅待機して下さい。

お子さんが感染者でなく、同居者にも感染者がいない場合で、保育に関し特別な事情がある方は、増毛保育所で緊急保育（\*2）を行います。

（\*2）緊急保育：感染者等以外の入所児で、

- ①保護者が医療機関に従事し他に保育者がいない場合
- ②夫婦ともに社会機能維持に係わる仕事に就いている場合
- ③特殊事情による場合

（夫婦ともにどうしても仕事を休めない場合は、保育所に申し出て下さい。）

は、増毛保育所で緊急保育（少人数保育）を行います。

- ・緊急保育（少人数保育）は、保育所が臨時休業中にどうしてもやむを得ない事情で保育が必要な子どもを預かるもので、実施内容は下記のとおりです。
- ・緊急保育を希望する場合は、緊急保育を行う前日までに、申請書に必要事項を記入の上、保育所に提出し相談して下さい。
- ・緊急保育の決定を受けた場合でも、利用する児童がインフルエンザの感染した場合や家族から感染者等が発生した場合は利用できません。

**「緊急保育について」**

保育時間 午前8時30分から午後4時40分（土曜日は午前11時50分）まで  
おやつ・給食はありますが、通所バスは運行しません。\*

**「休所中の保育料について」**

日割り計算で減額します。但し、緊急保育を利用した場合は、保育料の減額はありません。

担当：役場福祉厚生課（53-3111 内線 512）

増毛町立増毛保育所 緊急保育申請書

平成 年 月 日

増毛町長様

申込者 住所  
保護者氏名  
(電話)

私は、次の理由により、増毛保育所の緊急保育の利用を申込みします。

1, 保護者が医療機関に従事し他に保育者がいない場合  
2, 夫婦ともに社会機能維持に係わる仕事に就いている場合  
3, 特殊事情による場合  
(特殊事情 )  
※ 保護者の勤務先 父 ( ) (TEL )  
母 ( ) (TEL )

利用児童氏名

氏名 (組)  
氏名 (組)

.....切り取り線.....

増毛町立増毛保育所 緊急保育決定通知書

平成 年 月 日

様

増毛町長

先に申込みのあった、増毛保育所緊急保育について、次のとおり決定したので通知します

・利用を承諾します      ・次の理由により利用できません

但し、利用児童がインフルエンザに感染した場合及び家族に感染者がいる場合は利用できません。インフルエンザに似た症状がある場合も利用できません。

## 増毛町立増毛保育所苦情相談（解決）実施要綱

### （苦情解決の目的）

第1条 苦情への適切な対応により子どもの権利を擁護し、良質かつ適切な福祉サービス（保育）を受けることができるよう努める。また、一定のルールに沿った方法で進めることにより、円滑かつ円満な解決を促し、保育所への信頼を高めていくことを目的とする。

### （苦情の体制）

第2条 苦情への適切及び迅速な解決を図るため、担当者及び第三者委員を置く。

- 2 苦情解決責任者には、所長がその任にあたる。
- 3 苦情受付担当者には、所長補佐、主任保育士がその任にあたる。
- 4 第三者委員を置く。

### （苦情解決への手順）

第3条 苦情への適切及び迅速な解決を図るための手順は、次のとおりとする。

- 2 施設内の苦情解決のしくみ、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の氏名や連絡先などを掲示し保護者への周知を図る。
- 3 苦情受付担当者は、保護者からの苦情を随時受け付け、苦情事項を記録し、その内容について苦情申出人に確認する。また、第三者委員も直接苦情を受け付けることができる。
- 4 苦情受付担当者は、受け付けた苦情を苦情解決責任者に報告し、報告を受けた苦情解決責任者は、第三者委員に報告する。
- 5 苦情解決責任者は、苦情申出人との話し合いによる解決に努める。その際、苦情申出人及び苦情解決責任者は、第三者委員の立会を求めることができる。
- 6 サービスの質を高め施設運営の適正化を図るために、苦情解決の結果及び改善事項について記録と報告を行う。
- 7 解決しないときの調整は、増毛町福祉厚生課民生係、北海道福祉サービス運営適正委員会に申し出て調整を図る。

### （第三者委員の配置）

第4条 苦情解決に社会性や客観性を確保し、適切な対応を図るため、町長の委嘱による第三者委員を置く。

- 2 第三者委員の定数は、2名とする。
- 3 第三者委員の任期は、2年とする。
- 4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 第三者委員が苦情解決に立会した際には、謝金を支給する。

### （第三者委員の責務）

第5条 第三者委員の責務は、次のとおりとする。

- (1) 保護者等からの苦情を直接受け付けることができる。
- (2) 苦情解決に向け苦情申出人及び苦情解決責任者への助言
- (3) 苦情解決に向け苦情申出人及び苦情解決責任者の話し合いへの立会。

(解決結果の公表)

第6条 福祉サービス（保育）の質や信頼性の向上を図るため、個人情報に関するものを除き公表する。

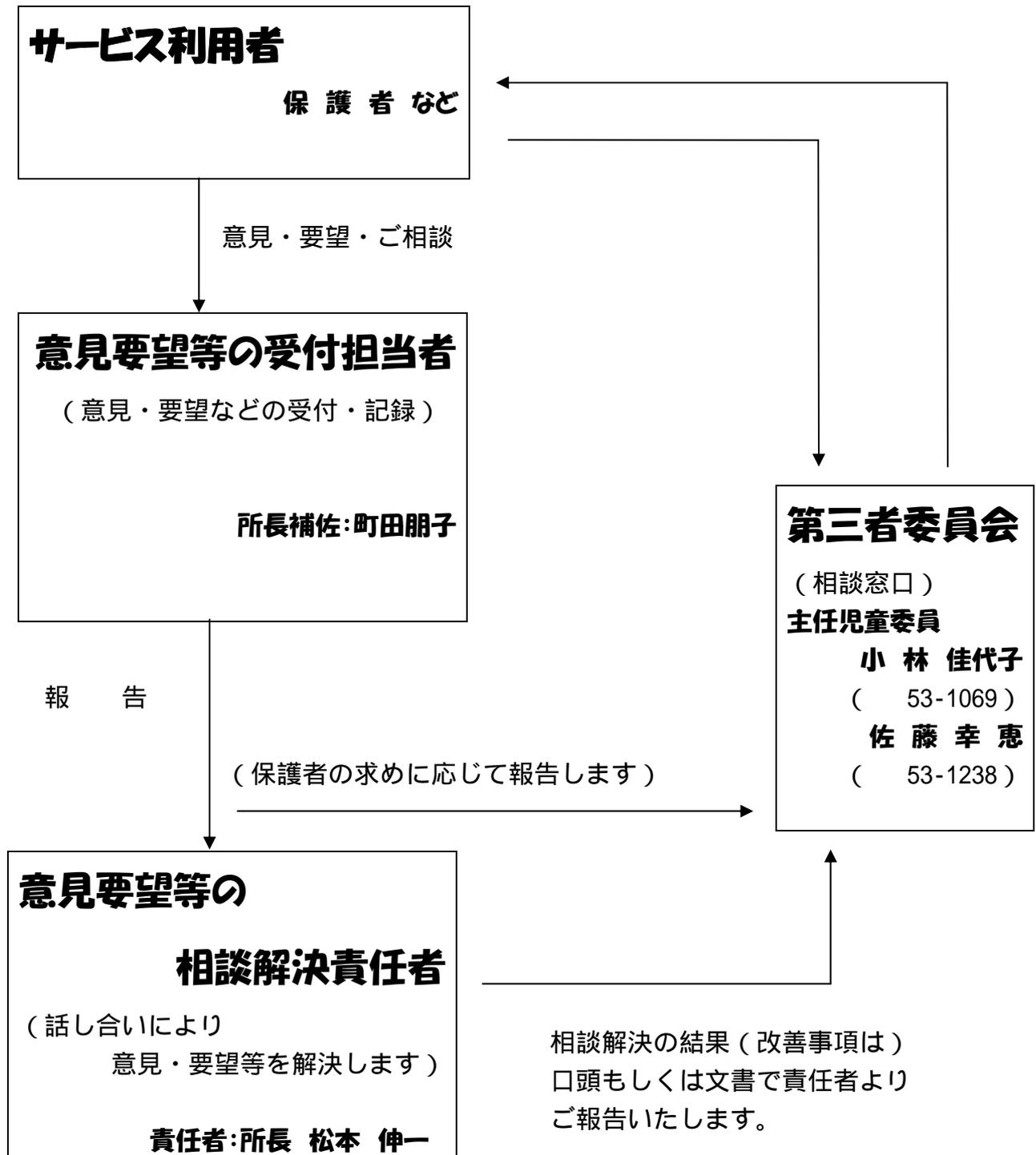
(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要事項は、別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成17年1月21日から施行する。

# 保育所へのご意見・ご要望の解決の仕組みについて



# お知らせ

## 保育所苦情相談

### 第三者委員を選任しました

保育の相談及び苦情への適切な対応により、子どもの権利を擁護し良質かつ適切な保育を受けることができるように努め、一定のルールに沿った方法で進めることにより、円滑かつ円満な解決を促し、保育所への信頼を高めていくことを目的としています。

苦情受付担当者 町田所長補佐

苦情解決責任者 松本所長

第三者委員 小林 佳代子 増毛町暑寒町4丁目 53-1069

佐藤 幸恵 増毛町稲葉海岸町 53-1238

第三者委員に、直接、相談・苦情ができます。

## 保育所苦情相談 第三者委員を選任しました

保育の苦情への適切な対応により、子どもの権利を擁護し良質かつ適切な保育を受けることができるように努め、一定のルールに沿った方法で進めることにより、円滑かつ円満な解決を促し、保育所への信頼を高めていくことを目的としています。

苦情解決責任者 松本所長

苦情受付担当者 町田所長補佐

第三者委員	小 林 佳代子	増毛町暑寒町4丁目	53 - 1069
	佐 藤 幸 恵	増毛町稲葉海岸町	53 - 1238

第三者委員にも直接苦情の相談ができます。

# 保育の必要量区分と保育料について

## ○保育の必要量区分

27年度から、保育の必要性の認定事由に応じて、保育必要量を「保育標準時間」と「保育短時間」に区分しています。

(注) 増毛保育所は、8時30分から16時30分の8時間保育を基本として、(早朝) 7時30分から8時30分まで、(時間外) 16時30分から18時まで、合わせて10時間30分の保育を行っています。

保育必要量	保育の利用時間		対象事由
	1日の上限	1月の平均	
保育標準時間	11時間	275時間	①月120時間以上の就労 ②妊娠・出産 ⑤災害復旧 ⑨児童虐待 ⑩DV被害
保育短時間	8時間	200時間	①月48時間以上120時間未満の就労 ⑥求職活動 ⑪育児休業特例

③保護者の疾病、障がい ④親族の介護、看護 ⑦就学 ⑧職業訓練 の場合は、その状況に応じて「保育標準時間」または「保育短時間」のいずれかに区分します。

\* 常時親族の協力が得られる場合などは、保育標準時間を受けることができる方でも、保育短時間を希望することは可能です。

\* ①の就労の場合は、就労する時間帯(午後4時30分までに迎えに来ることができない時間など)により月120時間未満でも長時間に認定になる場合があります。

※ 保育短時間に認定された場合は、保育時間は午前8時30分から午後4時30分となります。

早朝保育と時間外保育はありませんので、午後4時30分までに必ず迎えに来て下さい。  
土曜日の保育はありますので、希望する場合は「土曜日保育連絡書」を提出して下さい。

※ 保育標準時間に認定された場合は、早朝保育(午前7時30分から)と時間外保育(午後6時まで)を受けることができます。

早朝保育・時間外保育を希望する方は「早朝・時間外保育連絡書」を提出して下さい。  
土曜日の保育を希望する方は、「土曜日保育連絡書」を提出して下さい。

## ○保育料

- ・保育料は、国が定める上限額の範囲内で増毛町が定めています。
- ・保育料は、保育の認定を受けた世帯の所得により階層区分を定め、年齢と保育の必要量にごとに保育料を定めます。

(階層区分は、町独自の基準に従って定めています。)

\* 26年度までは所得税額を基本にしていましたが、27年度からは市町村民税額を基本としています。

(保育料は、別表を参考にして下さい。)

\* 但し、平成28年度の保育料については、3月に決定します。

- ・27年度から、毎年9月が保育料の切り替え時期となっております。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市町村民税額に基づく保育料						当該年度の市町村民税額に基づく保育料					

- ・世帯に生計を同じくする複数の子どもがいる場合は軽減があります。

第1子は軽減なし、第2子は保育料の半額(但し、平成28年度においては、未就学児の幼稚園又は保育所に通う児童が2名以上いる場合、第2子は無料とする予定です。)を軽減、第3子以降は保育料の全額を軽減します。

- ・一人親世帯

第2階層の場合は全額を免除、第3階層から第5階層の場合は1,000円を免除します。

- ・世帯に在宅障がい者(児)がいる場合

第2階層の場合は全額を免除、第3階層から第5階層の場合は1,000円を免除します。

- ・月途中の保育開始・終了及び月当10日以上病欠の場合は、保育料の軽減があります。

(1) 月途中の開始 当月利用者負担額等×開始日からの開所・園日数(25日を超えるときは25日)÷25日

(2) 月途中の終了 当月利用者負担額×終了日の前日までの開所・園日数(25日を超えるときは25日)÷25日

(3) 病気・けが・災害等やむを得ない理由により、引き続き10日以上(施設等の休業日を除く)施設を利用しなかった場合は、月の途中に開始・終了があったものとみなして、前各号の規定により計算した額とする。

- ・保護者が災害等により利用者負担額の納付が困難と町長が認めるときは、申請により利用者負担額の一部又は全部を免除することができます。

- ・保育料は、毎月25日までに納めて下さい。口座振替の利用をお勧めします。

- ・保育料の滞納があり、特定滞納者名簿に氏名が掲載された場合は、町の条例により町が実施しているサービスを受けることができない場合があります。

# 平成30年度 保育料表

【増毛町保育料(第2号、第3号認定 保育所)】

\* 平成25年度 国の保育単価限度額を適用(据え置き)

\* 平成30年度の保育料は完全無料です。

町区分	定義		区分	3歳未満児	3歳児	4・5歳児
第1階層	生活保護法による被保護世帯		標準	0	0	0
			短	0	0	0
第2階層	市町村民税非課税世帯		標準	9,000	6,000	6,000
			短	9,000	6,000	6,000
第3階層	所得割課税額	16,200円未満 (均等割のみ世帯含む)	標準	12,500	9,500	9,500
			短	12,300	9,400	9,400
第4階層		32,400円未満	標準	16,000	13,000	13,000
			短	15,800	12,800	12,800
第5階層		48,600円未満	標準	19,500	16,500	16,500
			短	19,300	16,300	16,300
第6階層		57,700円未満	標準	24,000	20,000	20,000
			短	23,700	19,700	19,700
第7階層		77,101円未満	標準	27,500	23,500	23,500
			短	27,100	23,100	23,100
第8階層		97,000円未満	標準	30,000	27,000	27,000
			短	29,600	26,600	26,600
第9階層		133,000円未満	標準	37,200	34,200	34,200
	短		36,700	33,700	33,700	
第10階層	169,000円未満	標準	44,500	41,500	37,780	
		短	43,900	40,900	37,240	
第11階層	301,000円未満	標準	61,000	43,890	37,780	
		短	60,100	43,240	37,240	
第12階層	397,000円未満	標準	61,000	43,890	37,780	
		短	60,100	43,240	37,240	
第13階層	397,000円以上	標準	61,000	43,890	37,780	
		短	60,100	43,240	37,240	

書 式 集



食事について	間食について
好き嫌い … 多い 少しある ない	食べる
特に好きなもの… ( )	1日 回
特に嫌いなもの… ( )	時間を
食物アレルギー…ある ( )	・決めている
朝食… 毎日食べる 時々抜く 食べない	・決めていない
家族そろって食事を ( する しない )	食べない

睡眠について	起床時間 (朝) 時 分	排泄について	小便 … 近い 普通 遠い
	就寝時間 (夜) 時 分		一人で (できる できない)
	家庭での午睡 ○している ( 時間くらい )		大便 … 午前 午後
	・一人で寝る ( 方法 )		一人で (できる できない)
・添い寝をする	○していない	おねしょ … する 時々 しない	おむつは使っていますか
		常時使用 午睡・夜間のみ 使用しない	

遊びについて	
・室内ではどのような遊びをしていますか？	・外ではどのような遊びをしていますか？
・家で主として遊ぶ人はどなたですか？	・興味のある遊び又は好きなおもちゃはありますか？

お子さんの利き手に対してお伺いします  
右利き 左利き (矯正している)

お子さんの性格を教えてください

衣服の着脱はどのくらいできますか？

保育所に対する希望を書いてください

【保育所記入欄】

# 早朝・時間外保育連絡書

平成 年 月 日

増毛(あっぷる)保育所長 様

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

児童名 ( \_\_\_\_\_ 組) \_\_\_\_\_

児童名 ( \_\_\_\_\_ 組) \_\_\_\_\_

次の理由により、早朝・時間外保育を希望します。

理由 家庭外労働 家庭内労働 その他 ( \_\_\_\_\_ )

就業時間等 \_\_\_\_\_ 時 分 ~ \_\_\_\_\_ 時 分

早朝保育 時間 ( \_\_\_\_\_ 時 分) から ( \_\_\_\_\_ 時 分)

期間 通年  
指定期間 ( \_\_\_\_\_ 月 日 ~ \_\_\_\_\_ 月 日)

延長保育 時間 ( \_\_\_\_\_ 時 分) から ( \_\_\_\_\_ 時 分)

期間 通年  
指定期間 ( \_\_\_\_\_ 月 日 ~ \_\_\_\_\_ 月 日)

(該当する項目に○をつけて下さい。日時は必ず記入して下さい。)

- \* 増毛保育所の保育時間は8時30分から16時30分です。
- \* 早朝保育は7時30分から8時30分まで、時間外保育は16時30分から18時までです。
- \* やむを得ない事情で、時間外保育の迎えが、上記の時間より遅れる場合は必ず保育所(53-2879)に連絡して下さい。

(通年または一定の期間を継続して利用する方のみ提出して下さい。)

# 土曜日保育連絡書

平成 年 月 日

増毛(あっぷる)保育所長 様

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

児童名 ( \_\_\_\_\_ 組) \_\_\_\_\_

児童名 ( \_\_\_\_\_ 組) \_\_\_\_\_

土曜日の保育を希望します。

時間 ( \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分) から ( \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分)

期間 通年

指定期間 ( \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ~ \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日)

- \* 土曜日は、集団保育になります。
- \* 土曜日の保育時間は8時30分から11時30分です。
- \* 早朝保育は7時30分から8時30分まで、時間外保育は11時30分から13時までです。
- \* やむを得ない事情で、時間外保育の迎えが、希望時間より遅れる場合は、保育所（53-2879）に連絡して下さい。

(通年または一定の期間を継続して利用する方のみ提出して下さい。)

# 投薬依頼書

(この書類は、投薬する薬ごとに、毎日に提出して下さい。)

提出日 平成 年 月 日

保護者名 \_\_\_\_\_

組 \_\_\_\_\_ ・ 児童名 \_\_\_\_\_

★診断名 (下記に該当する病名に○をつけて下さい)

- 01 感冒(かぜ) 02 咽頭炎 03 へんとう炎 04 気管支炎  
05 気管支喘息 06 喘息性気管支炎 07 乳児嘔吐下痢症  
08 感染性胃腸炎 09 周期性嘔吐症 10 中耳炎(急性・滲出性)  
11 伝染性濃痂疹(とびひ) 12 溶連菌感染症 13 熱性けいれん  
14 アトピー性皮膚炎 15 結膜炎(急性・アレルギー性)  
16 その他 ( \_\_\_\_\_ )

投薬した医療機関名 \_\_\_\_\_

電話 ( \_\_\_\_\_ ) - \_\_\_\_\_

薬の形状 顆粒・錠剤 液体 軟膏 その他 ( \_\_\_\_\_ )

投薬の時間 食前・食後・その他 ( \_\_\_\_\_ )

受領者名： \_\_\_\_\_

投与者名： \_\_\_\_\_

(投与後、担任保育士から保護者に返却します。)

# 通所バス利用連絡書

平成 年 月 日

増毛(あっぷる)保育所長 様

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

児童名 ( \_\_\_\_\_ 組) \_\_\_\_\_

児童名 ( \_\_\_\_\_ 組) \_\_\_\_\_

保育所通所バスを利用します。(利用する便・期間に○をつけてください。)

利用する便 ( 朝の迎え ・ 夕方の送り )  
( 平日のみ ・ 平日及び土曜日 )

期間 通年

指定期間 ( 月 日 ~ 月 日 )

.....  
参考までに目安の運行時間をお知らせします。正式には利用者及び運行ルートが決定してから、詳細の運行表を配布します。

## 【朝 舎熊・阿分・信砂方面】

暑寒観光発(7:15)→阿分第3(7:30)→信砂方面(7:37)→彦部(7:44)→舎熊(7:47)→  
箸別(7:59)→増中→増小→保育所(8:15)

\*土曜日：暑寒観光(7:45)→阿分及び信砂方面(8:00 頃)→舎熊→箸別→保育所(8:30)

## 【朝 雄冬・別荘方面】

現時点での運行予定はありません。

## 【帰り】

保育所(16:30)→箸別(16:35)→信砂(16:47)→彦部(16:55)→舎熊(16:58)→舎熊  
(17:00)

\*土曜日：保育所(11:30)→箸別方面→阿分・信砂方面(12:00 頃)

(様式 第15号)

# 保育所等休所届

年 月 日

増毛町長 様

住 所 増毛町

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

下記のとおり ( ) を休所しましたので  
お届けいたします。

## 記

1. 入所児童名 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ 組)

2. 欠席の期間 平成 年 月 日から  
平成 年 月 日まで 日間

3. 欠席の理由 1. 病気・けがの為  
(入院 日 自宅療養 日 )

2. 災害のため  
( )

3. その他  
( )